

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第7回
開催日時	平成30年2月16日（金曜日）午前10時から正午まで
開催場所	イングビル3階 第3・第4会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、長倉部会員、菅野部会員、浜名部会員、林部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、児童青少年課長補佐 國府方、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：古川部会員
議題	1 報 告 (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について 2 内 容 (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について ・（仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）について
会議資料の名称	資料1－1 子どもヒアリングまとめ（児童館・児童センター） 資料1－2 子どもヒアリングまとめ（学童クラブ） 資料1－3 子どもヒアリングまとめ（スキップ教室） 資料1－4 子どもヒアリングまとめ（ニコモルーム） 資料1－5 子どもヒアリングまとめ（障害のある児童に関連する施設・団体） 資料1－6 子どもヒアリングまとめ（図書館） 資料1－7 子どもヒアリングまとめ（小・中学校PTA） 資料2 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会の実施状況について 資料3 （仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
1 報 告 (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について ○荒牧部会長： 事務局から説明をお願いします。 （資料1－1～1－7について事務局から説明） ○事務局： 資料1－1～1－7は、平成30年1月16日～2月8日に行なった、児童館・児童センター、学童クラブ、スキップ教室、ニコモルーム、障害のある児童に関連する施設・団体、図書館、小中学校PTAのヒアリング内容をまとめたものである。小中学校PTAは、林部会員と事務局にヒアリングの実施計画を一任いただいたときに、部会長に承諾をもらって新たに追加した。これらの資料は子どもの抱える悩みや不安についても記載されている。子どもたちのプライバシーに関わるので、不開示の資料とさせていただ	

く。議事録の作成についても関連する内容は伏せさせていただくので、ご了承いただきたい。

前回の会議で、ヒアリングの最終的な資料を今回お示しするとしていたが、ヒアリングのスケジュールが押したことで作業の遅れにより現在作成中である。次回の専門部会までにメールまたは郵送にて部会員にお送りする。教育計画に関する情報も同様とさせていただきます。

○荒牧部会長：

多くのところにヒアリング等をしてもらった。林部会員から補足はあるか。

○林部会員：

わたしは児童センターに行った。前回もお話したが、ここは対象となっている年代がほかより高く、中学生・高校生世代である。子どもの権利条約の中で必要と思うもの、守られている・守られていないものについて、「参加」が大事だという意見が出てきた。年代が高まるに連れて、意見表明をしたい、自分の意見を聞いてもらいたいという意識が出てきているように感じる。そういう意味では、もっと小さいときから自分で思っていることを安心して言える場所を、どう作っていくのかというのが課題だと感じている。

あとは、それぞれが居場所とか利用している場所については、安心して利用しているのだろうと思う。

相談場所等では、今回ヒアリング先となっているスキップ教室あるいはニコモルームは、全体的には認知度は高くない。こういう取組をどうやって知ってもらい、利用しやすくしていくのかというのも課題かなと感じた。

○荒牧部会長：

質問、意見はあるか。

○保谷部会員：

私の学校でもスキップ教室やニコモルームに行っている子がいる。その子たちに居場所を提供することとても大事だが、子ども条例をつくるにあたって考えていかなくてはいけないのは、その子どもたちの背景にいる保護者のことである。よく、保護者がいけないのではないと言われるが、実は保護者が困っているのが子どもに伝わっていて、子どもというのはお母さんお父さんが大好きなので、自分が我慢すれば何とかなると考えてしまう。親が親としての責任を果たしなさい、というだけではなくて、そういう保護者に寄り添うようなまちづくりをしていかなくてはいけないと思う。

○荒牧部会長：

条例をつくっていく上で非常に重要な視点だと思う。

ほかにいかがか。このヒアリング調査と、このほかの西東京市での子ども関係の調査、部会員の皆さんの取組、皆さんが関わっている子どもたちの実態や声を、前文に反映させたり、条例の内容で強調するところを強調したりすることになる。ヒアリング先が非常に多様で数も多いので、整理も大変だとは思いますが、次回の会議前までに整理したものを部会員に送ってもらって、子どもたちの実態を少しでも変えられる条例になる

か、実際には計画とか事業の中で取り組むことが多くなるが、その基になるかどうか判断をしていただければと思う。

今日資料を見てすぐに意見を出すのは難しいと思うので、またまとめが届いた段階で、次回の会議の前にご意見をもらうということによろしいか。

(異議なし)

2 内 容

(1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

- ・(仮称) 西東京市子ども条例の要綱案(素案)について

○荒牧部会長：

次に、条例に盛り込む内容について、まずは、この間の議論の状況が整理されているので、その説明をお願いしたい。

(事務局から資料2について説明)

○荒牧部会長：

少々でこぼこがあっても皆さんの取組や考え方を反映した条例にしたいと思っているが、自分の意見が反映されていないとか、そのほかご意見はあるか。

○保谷部会員：

西東京市に限ったことではないと思うが、保護の権利が守られていないという子どもの意見が多かったのは、子ども自身が危機感を感じているんだと思う。特に中高生くらいになると、どこで我々の命を守ってくれるのかということを考えていくのだろう。小学生とかそれ未満だとなかなかそこまで考えられなくて、対応が後手に回ってしまうところもあるのかと思う。西東京市は対応がとても手厚くて、例えば学校を3日休んだら電話をして子どもの声を聞くという約束事まである。それでも全国的に見るといろいろな問題が起きているということは、更に厚いフィルターをかけていかななくてはいけないという感じはする。

○早乙女部会員：

子どもの意見を取り入れるのも大事なことだが、子どもだけで決めさせてしまうと、自分の都合のいいように条例をつくろうと考える子もいると思う。

条例に、お子さんが不登校になってしまったり、素行に問題がありがちだったり、またそこから年数をかけて更生したお子さんを持つ保護者の方とか、そういう保護者と面談をされたりした方等の声を入れるのもいいと思う。保護者の方も自分の子どもの不登校とかはすごく言いにくいとは思いますが、それであまり触れてほしくないとなると、どんどん深みにはまっていく。そういう経験のある方の声を集めて条例の中に盛り込めるような形を作ればいいと思った。

○荒牧部会長：

ほかにいかがか。

○林部会員：

条例を、保護者も含めた市民が、子どもに関わっているおとな全てに関わっている自分事として受け止めるものにしていかないといけない。その中で、西東京市の保護の体制が手厚いというのを周知していけると、子育ても含めて安心できると思う。そこをどう作っていくのかだと思う。

○荒牧部会長：

いろいろな制度や行政施策が打たれているのに、必要なところになかなか届かない。そこにつながらない人たちをどうするか、実際に行政の人たちも悩んでいると思うし、専門的にも問題になっている。条例に声をできるだけ反映させるということと、条例ができた後にどうやってつながるようにしていくかという、両方の課題があると思う。

○林部会員：

一昨日の審議会で、西東京市は子どもに関わるNPOとか地域団体がたくさんあると聞いた。そこでの連携や協働もすごく大事で、行政頼みではなくて、地域の中でできることは地域でやって、それを行政がサポートするという場を作っていくことが、切れ目のない支援にもつながってくるのではないかな。保護してください、という話だけではなくて、自分たちの周りや地域でもそういうことができているのが感じられれば、何かあったときに相談しやすい雰囲気が地域の中でも生まれてくると思う。

○荒牧部会長：

この条例をつくるにあたって、市民社会の取組み実態、行政が今進めていること、子どもたちの実態等を踏まえるということで、特に子どもたちの声を聞くというのはなかなかなかったのでそこを優先している。保護者とか市民の声をどうやって生かしていくのかというのも課題だと思う。皆さんが持っている声等は何らかの形で反映しながら進めたいと思っている。

条例ができたことによって、何を進展できるのかという観点がすごく重要だと思う。行政サイドも、この部会に参加していない部署も含めて、これまでの行政のあり様のどこが進展しどこを付け加えることが必要なのかという観点を持たないと条例は生きないし、行政や議会だけでなく関係機関や市民社会の中でどう生かすかということがないと進まない。条例は、そういうことを進められる根拠になる。

また、こういう条例や国連・子どもの権利条約は、18歳未満を区切りにしているが、2つ目に重要な観点は、若者の施策や取組にどこまでつなげられるかということである。生まれてから18歳までで終わるのではなくて、今課題になっている若者施策とどうやってつないでいくか。行政サイドでも子ども・若者施策で連動させて施策を打とうとしているところがあるが、我々もこの条例や条例に基づく取組みが若者施策・若者の取組にどうつながるのかも合わせて検討したいと思っている。

資料3の素案の案で条例に盛り込む内容について説明したい。

(荒牧部会長から資料3について説明)

○荒牧部会長：

これについては、ちょっと踏み込み過ぎている部分はあるかもしれないが、議論の素材として、四角囲みの中に少し踏み込んだ内容も入れている。

冒頭部分はこれまでにお伝えしているとおりである。「総合的」にはいろいろな意味がある。ひとつは、考え方・理念・施策の原則・制度の設置・条例の推進・検証というものが総合的に入っているという側面。2つ目には、健康医療・福祉・教育・司法・労働等も含めて、子どもに関わる分野が総合的に考えられている。3つ目には、子どもが生きている、家庭とか学校、施設、地域社会という場を、総合的に網羅しているということ。4つ目には、子どもの問題は子どもだけに限らないので、子どもに関わる保護者や保育士、教職員、地域で活動しているさまざまな人たちの状況も合わせて考えていくという意味。それらの意味で総合的というのを使っている。

この条例に基づいて、西東京市全体で子どもの育ちを支えていく。家庭が、学校が、地域が問題だということではなく、その全体で支えていくものにしていきたい。

子どもの権利条約は、条約の規定で子どもとおとな両方に趣旨や規定を周知させることをわざわざ義務づけている珍しい条約にもかかわらず、ほとんど知られていない。教科書にも載っているが知らないという子どもたちが非常に多い状況の中で、できるだけわかりやすい文章・規定にして普及・実施を図っていく。

前文は、条例の基本的な考え方や子どもを含む市民に対するメッセージで、子どものヒアリング調査・委員の皆さんが関わっている子どもの実態や声・取組を反映させる。また、西東京市のこれまでの取組、力を入れているところも入ってくる。さらに、国連・子どもの権利条約のような基準と児童福祉法の改正とかを念頭においてつくっていくことになろうかと思う。項目については、ヒアリング結果が出てきたら、皆さんからこれまでに出示していただいたキーワード等も含めて、次回検討する。

総合的な条例ということで大きな項目として、まず1番の総則では、目的とか言葉の定義とか市やおとなの役割というのがある。その上で、2番としては、前回2つの案を出したうち、子どもの生活の場に関わる人たちへの支援をちゃんと位置づける必要があるということだったので、そちらの案でつくっている。3番は子ども施策の原則に関わる問題で、4番の相談・救済については3番にも関わるが、その設置、権限等について条例という法的な根拠がないといろいろな法律等に基づくという訳にはいかないので、項目を独立させている。最後は5番にあるように、条例の推進並びに検証をどうやって進めるのかということになる。こういう大きな項目で内容を検討していきたい。

内容を見ていく。

まず、前文と1番の1) 目的規定は連動する。前文の具体的な内容は次回の議論になるが、「いまと未来を生きるすべての」は全部キーワードになる。

2) 言葉の定義で、「子ども」については、西東京市に住民票がある子ども、西東京市の学校や施設に通学している子ども、あるいは西東京市で活動している18歳未満の子ども、並びに、例えば西東京市にある高校に通っている18歳を超える生徒にも適用するという意味で、但書を加えている。

3) 市やおとなの役割として、全てにつながる「差別の禁止」、キーワードとして「子どもの最善の利益」、重要な原則である「子どもの命」、児童福祉法の改正にも入ってきた「子どもの意見の尊重」という、国際的な4つの原則は何らかの形で入ってくることだと思う。(1)市の役割では、児童福祉法にもあるように、子どもの意見を尊重したり子どもの最善の利益を考慮した施策の推進が必要だということを強調している。(4)連携には、市全体の連携と、国や都、その他の自治体との連携を入れている。

2番は、先ほど保谷部会員が指摘した重要な点について、どういう文言を入れればそのことが伝わるのか工夫をする必要があると思う。1) の考え方としては、保護者は確

かに子育ての第一義的な責任を有しているとはいえ、その責任や役目が果たせるように、必要な支援が受けられるし、協力体制が取れるとメッセージとしてつながるような内容にしていきたい。

それは、2) 育ち学ぶ施設・職員、いわゆる保育士や教職員も同様である。重要な役割がちゃんと果たせるように、市は支援をするし、市民等は協力をしていく。そういう考え方を打ち出したい。文言については、あとでご意見をいただければと思っている。

3) 地域・住民も同様で、地域・住民が必要な役割を果たせるように、必要な支援を受けられるし、今、地域コミュニティの再生というのが強調されているが、子ども自身が健やかに成長できるような地域コミュニティにしていくという考え方である。

前回の皆さんのご意見で、こういうものを2番として独立した項目で入れるほうがいいということだったので、このような形にしている。

3番は、施策の原則的な部分や制度に関わる部分である。

施策については、法や政策によって取り組んでいるにも関わらず、なお問題が多い課題で、虐待・いじめ・貧困等を入れている。先ほど早乙女部会員から指摘があった不登校の問題、ずっと取組みがなされているにもかかわらず、昨年の小中学校の不登校の割合は1985年に調査を開始して以来一番多い。どうするかという課題はある。それから、広く非常に重要な健康の問題や環境づくりの問題と、今施策において重要で子どもたちの声からも必要である居場所づくりの問題等を入れている。

こういう項目でいいのか。どこまで具体的にするのか。市とか市民とか主語が重要であるということと、条例で具体的に過ぎると施策とか取組の展開の足かせになる可能性もある。ここで原則をどこまで入れるかという問題がある。

1) 虐待については、これまでの取組を規定にしているが、もっと必要だということがあれば規定に入れる。実際には、条例に規定したから事業が大きく変わるというのではなく、これに基づく計画とか事業で具体的になるものだが、こういう問題を重視して取組むということにはなるかと思う。虐待対応も貧困問題も、ひとつのキーワードは、孤立化をどうやって防ぐかで、それを個別に置くのか前文等に置くのかという問題はあると思う。

2) いじめ対応については、根拠をいじめ防止対策推進法といじめ防止対策推進条例としたが、いじめ防止対策推進法は問題が多い。衆議院2時間、参議院2時間の審議で終わっていて、当事者とか取組をしている人たちの声を十分に生かすということもないし、単純にいじめる人・いじめられる人の二極対立構造的に捉えている部分がある。勿論それに基づく国の方針や手引きは教師の代表、弁護士会等いろいろな人が入ってつくっているので改善されているが、この定めに基づきという表現がいいかどうか考慮して、西東京市いじめ防止対策推進条例の定めだけにする可能性もある。

3) 貧困問題のところは、どういうところを強調するか。条例に規定することで貧困問題は重要な取組みとして進めていくというメッセージと、今後の施策のひとつの柱にしていくということになるかと思う。貧困問題は貧困対策だけということはない。総合条例の中で総合的に取り組むという意味で入れるという側面があるかと思う。

4) 健康と環境づくりは、子どもの意見も非常に多かったので是非入れておきたい。

5) 居場所の問題は、そこでの人間関係も含めて安心して過ごせるという意味での場所でもある。子どもたちのヒアリングの中で結構出ていた「休める」という言葉も入れるかどうか、改めてご検討いただければと思う。

6) 意見表明・参加については、子どもの権利条約でも、改正児童福祉法でも重要な

点であるが、社会参加に関わる部分をどこまで具体的に入れるのか。

(1) の仕組みについては、いきなり条例で設置するのではなくて施策の中で進めていくという意味合いである。機会や仕組みを作ったとしてもそれだけで進むわけではなく、そのための支援や条件整備が必要になってくる。その点を(2)のところで少し書いているが、どうするかという問題はある。

7) 権利の普及のところは、いくつかの自治体の条例では「育ち学ぶ施設の人たちが学習する機会や研修」というのも入れて、そこが進むようにとしているところもある。

また、マイノリティの対応について、どこまでマイノリティといっているかわからないが、障害のある子どもとか、外国籍、民族、LGBT i 等の人たちに対する規定を入れるのかどうかという問題がある。これもご検討いただければと思う。

4 番は相談・救済で、これは待ったなしの状況である。子どもたちが傷ついたり困ったり悩んでいることについて、単に相談にのるだけではなく問題解決まで十分に対応する機関の設置が緊急かつ不可欠なものではないか。これまで参考にしてきたところや行政が視察に行ったところを参考にしながら規定をしていく。ただ条例と条例に伴う規則をつくらざるを得ないので、そことの兼ね合いはある。

名称については、ここでは一般的な「子どもの権利擁護委員」としているが、ほかのところでは、子どもの人権オンブズパーソンといたり、子どもの権利救済委員といたり、子どもの権利委員といたり、いろいろである。愛称を子どもたちや市民に募集しているところもある。

1) 設置の条例事項としては、設置と数と選出と任期、委員の基で相談・調査等ので活動をする人、というのは掲げざるを得ない。委員の数は西東京市くらいの規模だと多くの自治体は3人でやっている。任期は2年と3年というのがあるが、2年では少し理解したところで終わってしまうので3年程度がいいか考えている。

2) に載せた任務については国際的にみてもいろいろあるが、用語としては、相談と、申し立てに基づいてあるいは自己発意で動く部分の2つに分けている。通常、市が管轄している機関については「勧告」、それ以外の民間等には「要請」というが、ここではひとつの言葉で「要請」としている。個別の事案について調査・調整をする中で見えてきたことに対して、市の機関に制度改善や政策提言をすることについては「意見を述べる」ということで統一している。こういう権限の問題がある。

もうひとつ、こういう機関が活動を打ち切るのは連絡が取れなくなったり、申立てた人等の関係が改善された時点であるが、もう少し支援が必要だと思われることについて、行政や民間のNPOや関係する人たちとともに引き継いで見守っていく、見守り支援もこの役割に入れてみたらどうか。これは、公的な第三者機関で世田谷区が初めて取り組んだものだが、今後必要だろうということで入れてある。

3) ~6) については、特に条例に書いておくべきことである。まず要請や意見表明はちゃんと尊重されること。それからこの委員は、今の法律上は市長の附属機関ということになると思うが、市でその動きを管理するとなると問題になってくる。独立性を確保する必要があるので、条例でこの独立性を担保する。この委員の活動の監視はあくまでも市民がするということになる。あとは、報告・普及ということを入れている。

5 番の推進と検証については、この条例に基づく施策の推進ということで計画をつくが、西東京市は子育て・子育てワイワイプランを持っている。その中で条例の実施をやってもらうのがよりいいということで、1)はそのような方向にしている。

2) 推進体制については、市で推進本部というのをつくって全庁的に取組んでくれる

ことになっている。全庁的に取り組むためにも、また、関係機関や市民と連携するためにも、実態把握と情報の共有が必要になってくるが、プライバシーを配慮しながらどこまでできるのか。そういう部分を入れるか入れないかというものもある。

3) 検証も当然する。ただ、独自に検証機関をつくるということは、今の市の状況からすると非常に厳しい。推進計画をワイワイプランの中に位置付けるとすると、そのワイワイプランの進行管理をする審議会の中に位置付けるのが妥当ではないか。ただ、審議会といっても、条例に基づく計画や進行をちゃんと検証できるというものではないので、できればその中に専門部会を作ってやっていくという方向がいいのではないか。そして、その検証した結果を市は尊重して、改善をしていくということである。

これまでの皆さんの意見を入れて項目を立てるとすると、このような状況になるが、ご意見をいただきたい。

菅野委員いかがか。

○菅野委員：

まず、3番の子どもにやさしいまちづくりの推進のところで、健康の問題を取り上げるとなっている。健康というのは心と身体両方だと思う。そうすると、不登校のお子さんの問題とかも心の問題として大きく取り上げられるので、この辺を考えていけたらスムーズにいくのではないかと思います。

次に、マイノリティの問題は、とてもデリケートな問題だと思うが、これは是非入れたい。前文でさらっと流すかどうかというものもあるが、わたしは載っていて意識をしているというだけでも十分な役割になると思う。あまり大げさに取り上げてしまうと差別につながる問題になると思うので、デリケートに扱っていただきたい。

3点目として、子どもに子どもの権利というものを周知するには、ほかの自治体であったと思うが、権利の日のようなもの設けて、そこで集中して、子どもの悩みだの今楽しいことは何だのアンケートなり、イベントなり、学校に協力してもらいなりして、全部子どもたちは守られているということを伝えていったらどうか。作っただけで終わりではなく長く続けるには、そういうインパクトが必要なのではないかと思います。

今、教育相談もすごく来ているが、本当に教育だけの問題なのかなと思う。そういう方たちは、教育だけではなく生活とかいろいろなことをひとつにして相談に来ると思う。その辺の横の連携も考えていただきたい。

○荒牧部会長：

また気がついたことがあれば出してほしい。

それから前回、林部会員から、新たな相談救済の仕組みについて、困ったり悩んだり傷ついたりといったことだけではなく、意見表明・参加が十分に取組まれていない状況の子どもたちも対象であると、ちゃんと伝わるようなメッセージの送り方があるのではないかという意見が出されていた。これについては、いい表現がみつからなかったものでとりあえずこのようにしてある。いい表現があったら出していただきたい。

いかがか。

○保谷部会員：

これができるあとに、西東京市としてどう広げていくのかというのがすごく大きいと思う。これだけ子どもたちの声を聞いて、市民の声を聞いて、議論をして、毎回2～3

センチの厚さの資料をもらって作り上げてきている。この思いを市民の皆さんとも、子どもたちとも共有していかななくてはいけない。これだけのものが私たち西東京市民を守っているんだという自負を持てるようなことを仕掛けていかななくてはいけないのではないかな。条例ができて、違反したから条例違反、ではなくて、こういう崇高な条例があるなら私たちもそこに加わってさらにこれを広げていこうと思えるような運動が必要な気がする。

○早乙女部会員：

スポーツでは、怪我をしないためにウォーミングアップ・予防が大事である。条例も、何か問題が起きないように条例があるという意識が広まれば、おそらくそういう問題も起こりにくく、抑止力にもなるかと思う。先ほど出たイベントのようなものを、例えば同じポスターが小学校にも、養護施設にも、市役所にも、警察署にも、病院にも、どこにでもあって、市民皆が知っているというのはすごくポジティブで夢もあるし、そういう条例になるのが一番なのかなというふうに思った。

○荒牧部会長：

ほかにはいかがか。どこからでもかまわない。

○長倉部会員：

子どもの貧困問題への対応のところで、貧困問題はどこにも関連するものなので、これひとつだけで取り上げていてもあまり意味がない。文言自体は大事かもしれないが、条例をつくるにあたってはできるだけ短いものがあると思っている。ここは思い切って項目をなくして、貧困問題の文言をどこかに入れ込んでおく方法がいいかなと思った。

あと、マイノリティだけに特化した項目をつくるのは逆差別になると思うので、前文の、全ての人というところに加わるような文言にできたらいいかなと思った。

あとは、この条例ができる日とかで大々的な何かができたらいい。その日をあえて設けるのではなくて、例えば児童福祉週間も確か5月5日からであるし、子どもの日にぶつけてとかそういうやり方でもいいと思う。

○荒牧部会長：

いわゆる学校世代の子どもたちは、例えば子どもの権利等々にしても、学校や学校の教師を通じて知るという率が圧倒的に高い。学校はやることが山ほどあるので、エポックになるときを決めてその前後の週間なり月間の中で取り組んでいる自治体がある。

例えば一番はじめに川崎市は、国連・子どもの権利条約を採択した日で、世界子どもの日である11月20日をおかわさき子どもの権利の日として、その前後の月で子どもたちの権利について理解を深めるような事業を実施している。

菅野部会員の意見は、12月10日が世界人権デーで、その前後で1週間、12月4日から10日までを人権週間としたり、11月を児童虐待防止月間としたりしているようなことをしたらどうかということで、ずっと取り組んでもらいたいことは間違いないが、みんなたくさんやるものだから何かがないとなかなか取り組まれないだろうし、イベントとか何かがあるといい、という趣旨だろう。どうやって普及するかという点で、そういうものを条例に盛り込むかどうかというような意見だったかと思う。

浜名部会員はいかがか。

○浜名部会員：

今のイベント的なものについては、何か全市的に、保育園から学校から公園とか児童館とかいろいろなところで1年に1回くらい皆で統一してやっていかないと、おとなも子どもも、ホームページで条例を見る人はそんなにはいないと思う。

あと、細かいことで恐縮だが、2ページの大きな2番の四角の中が「（そのために）」で区切られているが、(1)と(2)・(3)は内容が違うから「（そのために）」と入っているということによろしいか。

○荒牧部会長：

この()の部分は、条例になる時には特に書かない。

ここは、保護者に対して、保護者がその役割を果たすにあたって必要な支援が受けられるというメッセージがどこまで伝わるのかという問題と、それにふさわしい支援を市があるいは市民が協力してやると規定として、実際どういう形があるのかというのは、すでにこういう規定を持っている自治体も悩んでいる。

ご指摘のように、条例だけで伝わるということはあまりなくて、その後の計画とか実際の事業とか、条例を普及するパンフレットを作ったりする中で具体化していくことになると思うが、条文についても表現の工夫というのはあろうかと思う。表現については行政サイドも検討していただければと思う。

林部会員は全体的に何かあるか。

○林部会員：

全体の構成としては、ほかの自治体の条例の現状を踏まえた上で、最新の課題を盛り込んだ条例になっていて、私はいいかんと思っている。

あとは中身をどう自分事化していくのかという部分が非常に大事なのと、子どもの参加のところで思うのは、参加とか意見表明の機会の仕組みを整えるのは当然だが、そもそも意見表明の仕方をどこで学ぶのか、学ぶことができるのかというのがすごく難しいと思う。制度があってもその使い方がわからない。意見表明したことがなかったり、聞いてもらえなかったりという中で、どうやったら自分の権利を行使できるようになるのかという部分が、もう少しあるとよりいいと思う。それは意見表明・参加の中で規定するというよりは、前文かどこかに出した方がいいのかもしれない。

○荒牧部会長：

子ども自身が意見表明・参加ができるように学んだり、支援を受けたりということを規定することはありうる。意見表明・参加は、子ども自身だけではなくて、大人もその意味等を学ばなければ、子どもたちが言うことについて面倒くさいとか子どものくせとかとなってしまう可能性があるのも、子どもだけの問題にはとどまらない。機会・仕組みがあるといっても、実際にどうしたらいいかわからないという声は、いろいろな自治体である。子どもたちがたくさんいろいろなことを言う中で、大人がどういうふうを受け止めたらいいいのか、その意味とか仕方について学ぶ機会を入れるというのものもあるかもしれない。

○林部会員：

子どもの権利の普及の中に書き込むというのもひとつある。また、先ほど出ていた子どもの権利の日に、皆で考えて理解をして実践できるような取組をするというのもあると思う。

○荒牧部会長：

次回には皆さんからの意見も踏まえながら、これらの項目についてもう少し具体的な要綱案の案を示すが、先ほどの貧困問題と不登校の問題はどうするか。

虐待とかいじめとか貧困とかというのは、条例に盛り込まなくても実際にやることである。ただ条例に盛り込むということは、総合的にちゃんとやるという意味合いと、条例の中でも子ども施策の中でも、特にこの問題について重点を置いてやるという、両方の意味が含まれる。虐待・いじめについては特に意見が出ていなかったが、不登校の問題とか貧困の問題というのをどうするか。それについてご意見をいただきたい。

○早乙女部会員：

貧困は子どもの問題ではなくて保護者等の方の問題が大きい気がする。それは経済的なものもあれば、不慮の事故とか、いろいろなケースがあると思うが、それをほかのものと同列で扱うのは違和感がある気はする。

不登校は、例えばいじめとか、いろいろなことが要因になって不登校になると思うので、全部並列の扱いというのはいいと思わない。明確に打ち出さないほうがいいのかなと思う。

○荒牧部会長：

保谷部会員いかがか。

○保谷部会員：

いじめとか虐待というのはどちらかというと主体がいて、自分が被害を受けるような感じだが、不登校とか貧困はどちらかというと加害者が見当たらない。そういう観点で考えてみると、いろいろなことと複合して起こる現象であり、とりたてて項目として上げなくても、総合的な形で捉えていくのでもいいという気はする。

○荒牧部会長：

ほかにご意見はあるか。

貧困問題は、まさしく早乙女部会員が言われたように、子どもだけの問題ではなくて、家庭の問題であり、社会構造全体から来る問題でもある。だからその貧困問題の対策をとるだけでは解決はまずしない。

そういう状況の中であえて貧困問題を入れた意味は、子どもの問題としてちゃんと捉えないといけないということである。国連・ユニセフは、これを単に経済的な問題ではなく、子どもの遊び・健康・学び等が奪われている状況だと認識をして取り組むこととしている。あえて子ども条例に貧困問題を入れるのは、親・家庭の問題だけではないというのを強調する側面もあった。規定したところで大きく取組が変わるといっていいが、あくまでも子どものところから取り組むという視点を、行政サイドの取組みにも反映したいという部分があって、項目として入れた。

○保谷部会員：

強調しておかないと、やがて風化していったって、全くそこへ意識が行かなくなるというのはすごくよくわかる。ただ、これはすべて関連していることで、貧困の問題を考えるときに子どもの問題も通らざるを得ないなので、この部会の中である程度のコンセンサスが得られ、市民のコンセンサスも得られればいいのかと思う。

○荒牧部会長：

今回は、皆さんのご意見等を基に個々の項目をもう少し要綱的にすることと、前文の項目をある程度箇条書き的に検討していきたいと思っている。キーワードになることや前文に入るといいと考えられることがあれば、是非ご意見をいただきたい。

要綱案の案ができた段階で、ヒアリングをかけたところや、必要があれば保護者、あるいは教職員、保育士のところにも案を示して、子どもたちの意見等も聞いて、そしてこの部会で要綱案をまとめるようにしたいと思っている。

次回の予定は。

○事務局：

今回は3月12日（月）午後7時からを予定して、イングビル3階第3・第4会議室をおさえている。皆様にはまたご連絡をして調整させていただき、正式に決まったら通知文等でお知らせしたい。

○荒牧部会長：

おそらく行政は3月議会の最中で結構大変だと思うが、3月のどこかである程度の要綱案の案をまとめておかないと、子どもたちや関係の人たちの意見を聞くことができない。子どもたちをはじめ関係するところの意見をもらった上で、4月に部会で整理して、提言をするようにしていきたいと思っている。よろしいか。

（異議なし）

○荒牧部会長：

今回は簡単にヒアリングのまとめを報告してもらおうが、それは事前に資料を送っておいてもらって、それをもとに前文等の議論をしたい。次回のメインは前文を中心として要綱案の検討ということなので、今日の資料3で気がついたところとか、もっと違う表現にしたかどうかとか、そういうことも含めてご意見があれば、3月10日くらいまでに事務局に伝えてもらえると部会資料に反映できるかと思うのでよろしくお願いいたします。

この要綱案の案についてはデータで皆さんに送って、意見がある箇所をわかるように示してもらって修正しやすいかもしれない。連絡期限も含めて事務局から皆さんに連絡をしてほしい。

議題について皆様からほかに何かあるか。よろしければこれで終わりにする。

閉会